平成２７年（フ）第２０３号
福岡市西区小戸３丁目７番15号、前住所福岡市早良区弥生２－４－31
債務者　義金輝義こと　金　　輝義
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１０号
福岡県古賀市今の庄１丁目29番６号
債務者　小山　澄晴
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１５号
福岡市西区大字徳永490番地21、前住所福岡市西区大字千里459番地23
債務者　吉岡　大輔（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１８号
福岡市城南区七隈７丁目27番６号
債務者　明里　宗典
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２１号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番12―301号
債務者　茨木　敦子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２２号
福岡県春日市下白水南６丁目80番地
債務者　上井　香奈（旧姓中口）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２７号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番３―301号
債務者　島本　　一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３５号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番２―904号
債務者　浦川　永子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７号
沖縄県那覇市銘苅１丁目７番21号　パティオプリエールＤ－２
債務者　福地　達志
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０号
北海道苫小牧市弥生町２丁目19番３―101号
債務者　平野　一美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２号
岩手県遠野市上郷町細越６地割17番地７
債務者　細川　英人
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
福島県郡山市大槻町字土瓜14番地の10
債務者　鈴木　良典
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
新潟市西区五十嵐３の町東26番９号　リバーサイド細山Ｃ号
債務者　五味渕瑞枝
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
新潟市中央区花園２丁目１番15号２
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
静岡県富士市岩本154番地シャドーヒルⅡ―207号
債務者　山本　浩矢
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９号
三重県津市高茶屋五丁目10番43号　ルミナーリア101
債務者　菊ヨシヅキこと　ＫＩＫＵ　ＷＩＬＳＯＮ　ＹＯＳＨＩＳＵＫＩ
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
三重県津市藤方2287　コンフォート結城の森105号室、住民票上の住所三重県津市安濃町粟加1268番地
債務者　真川　　通
1　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
津地方裁判所破産係